

使用前検査申請書

(東海第二発電所の変更の工事)

発室発第19号

令和2年4月17日

経済産業大臣

梶山弘志 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 東海第二発電所 所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1
原子力発電工作物の概要	別紙のとおり 工事計画の届出日 平成30年10月5日(発室発第102号) 平成30年10月12日(一部補正)(発室発第114号)
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時(一号)
	原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時(三号)
	工事の計画に係る全ての工事が完了した時(五号)
検査希望年月日	(一号) 自 令和2年 5月15日 至 令和4年 8月
	(三号) 自 令和2年 5月15日 至 令和4年10月
	(五号) 自 令和2年 7月1日 至 令和4年12月*
使用開始予定年月日	令和4年12月*
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合はその年月日	令和2年4月17日

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和2年1月28日付け総室発第99号)

発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

添付資料-1: 工事の工程に関する説明書

添付資料-2: 工事の工程における放射線管理に関する説明書

別紙

東海第二発電所

原子力設備

- ・ 原子炉冷却系統設備
- ・ 燃料設備
- ・ 廃棄設備
- ・ 補助ボイラーに属する燃料設備

工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和 2 年					令和 4 年				
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
原子力設備			△							
・ 原子炉冷却系統設備	←		使用前検査 (一号)				→			
・ 燃料設備	←			▲					→	
・ 廃棄設備				使用前検査 (三号)						
・ 補助ボイラーに属する燃料設備			←					◆		→
							使用前検査 (五号)			

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、電子式個人線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区分

東海第二発電所 原子炉建屋原子炉棟（原子炉格納容器含む）

東海第二発電所 原子炉建屋付属棟

東海第二発電所 廃棄物処理建屋

a. 汚染区分

B区域^(注1)

D区域^(注2)

(注1)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(注2)：核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成29年12月22日 原子力規制委員会告示第14号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのある区域

b. 線量区分

1区域^(注1)

2区域^(注2)

3区域^(注3)

(注1)：0.1 mSv/hを超えるおそれのない区域

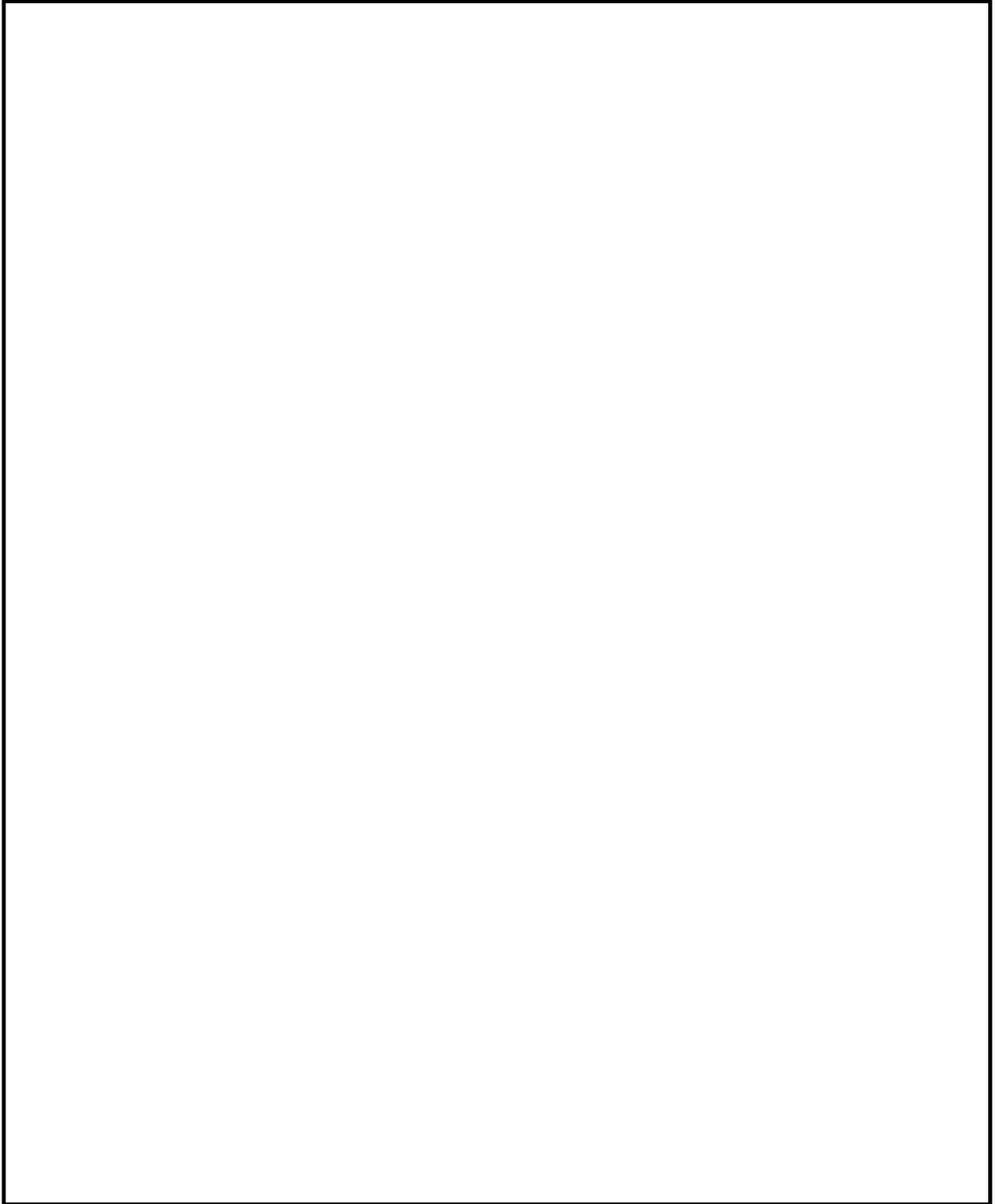
(注2)：1.0 mSv/hを超えるおそれのない区域

(注3)：1.0 mSv/hを超えるおそれのある区域

(3) 管理区域検査場所図

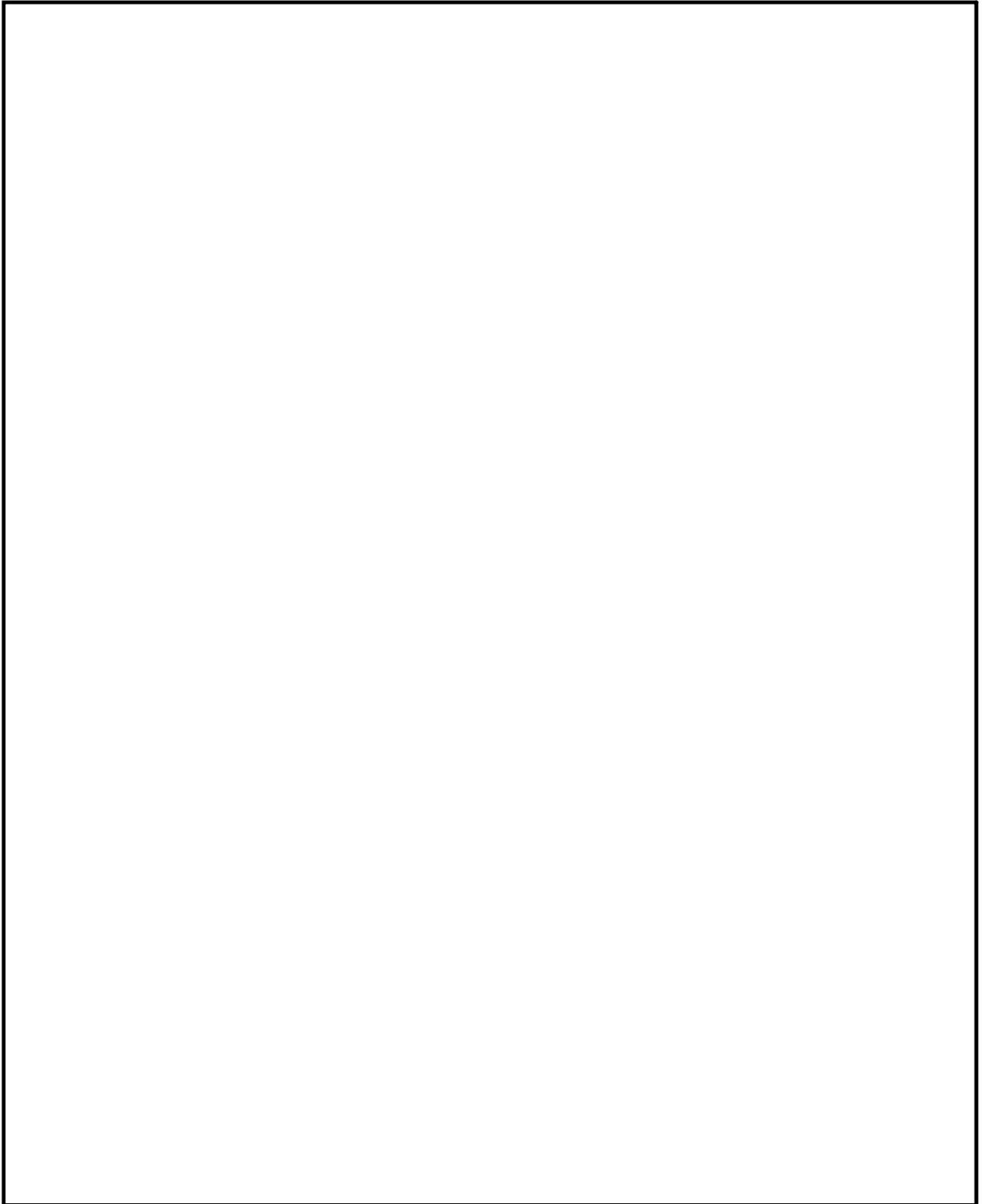
別紙参照

管理区域検査場所図



 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所

管理区域検査場所図



 : 検査場所